

大東監第 168 号
平成 21 年 12 月 24 日

請求人 様

大東市監査委員 北本 慶三

住民監査請求書の補正について（通知）

地方自治法施行令第 172 条第 2 項および地方自治法施行規則第 13 条の規定により、住民による監査請求の様式が定められており、請求者の職業、氏名（自署）の記載、押印が必要とされておりますが、平成 21 年 12 月 15 日にあなた方から提出された住民監査請求書につきまして、不備が認められますので補正してください。

また、地方自治法第 242 条の住民監査請求を行うためには、監査対象とする違法若しくは不当な財務会計上の行為があることを具体的に証する書面の添付が必要です。

監査請求書 2 ページ 4.後段の「上記債権放棄決議は、一審判決を事後的に葬り去り、住民訴訟制度の存在意義を奪うため、議会の多数派と岡本日出士らの通謀下になされている」3 ページ 6.の「大東市長岡本は、自らに対する債権放棄決議を理由として事後的に債権は喪失したという立場をとっており、債権回収を没却、喪失せしめる不法行為に加担実行した」ことについての事実を証する書面を、提出してください。

以上の提出期限は平成 22 年 1 月 8 日とします。

なお、補正に要した日数については、監査期間から除外いたします。